

平成31年 2月28日

平成31年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料
(条例その他)

(平成31年 2月26日付託分)

県 土 整 備 局

目 次

ページ

- 1 神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例関連【県土整備局関係】の新旧対照表 1
- 2 神奈川県手数料条例【県土整備局関係】 新旧対照表…………… 13
- 3 収入証紙に関する条例 新旧対照表 …………… 32

1 神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例関連【県土整備局関係】の新旧対照表

<県土整備局関係>

○神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）

改 正	現 行																																																																																								
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (削除)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に権原に基いて都市公園において第3条第1項各号の行為をしている者は、その権原に基いて、なお、当該行為ができるものとされている期間は、従前と同様の条件により第3条第1項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>3 この条例施行の際、現に有料の公園施設の利用の承認を受けている者は、第7条第2項の承認を受けたものとみなす。</p> <p>(使用料の額に関する規定の読替え)</p> <p>4 平成31年10月1日（同年4月1日以後に法第5条第1項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間の初日が同年10月1日前である場合にあつては、当該初日に応ずる同月中の日）以後の同項の許可に基づく公園施設の管理又は同月1日以後の第11条第1項若しくは第3項の許可を受けた行為に係る使用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する別表第2の1 公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料及び同表の3 第11条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料の規定の適用については、同表中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法」とする。この場合においては、公園施設の管理に係る使用料は、当該使用料に係る期間が1年であるときは、月割りをもつて計算する。</p>	<p>附 則 (新規)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 神奈川県営保土ヶ谷野球場使用条例（昭和24年4月神奈川県条例第28号）は、廃止する。 (新規)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に権原に基いて都市公園において第3条第1項各号の行為をしている者は、その権原に基いて、なお、当該行為ができるものとされている期間は、従前と同様の条件により第3条第1項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>4 この条例施行の際、現に有料の公園施設の利用の承認を受けている者は、第7条第2項の承認を受けたものとみなす。</p> <p>5 神奈川県立公園条例（昭和25年9月神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略)</p>																																																																																								
<p>別表第3（第15条、第24条、第26条、第27条関係） 有料の公園施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模三川公園</td> <td>パークゴルフ場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">境川遊水地公園</td> <td>テニスコート</td> <td>1時間</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>少年野球場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>全面 半面</td> <td>(略) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 分	単 位	金 額	相模三川公園	パークゴルフ場	(略)	(略)	境川遊水地公園	テニスコート	1時間	700円	少年野球場	(略)	(略)	多目的グラウンド	全面 半面	(略) (略)	<p>別表第3（第15条、第24条、第26条、第27条関係） 有料の公園施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模三川公園</td> <td>パークゴルフ場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">境川遊水地公園</td> <td>テニスコート</td> <td>1時間</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>少年野球場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>全面 半面</td> <td>(略) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 分	単 位	金 額	相模三川公園	パークゴルフ場	(略)	(略)	境川遊水地公園	テニスコート	1時間	690円	少年野球場	(略)	(略)	多目的グラウンド	全面 半面	(略) (略)																																																				
名 称	区 分	単 位	金 額																																																																																						
相模三川公園	パークゴルフ場	(略)	(略)																																																																																						
境川遊水地公園	テニスコート	1時間	700円																																																																																						
	少年野球場	(略)	(略)																																																																																						
	多目的グラウンド	全面 半面	(略) (略)																																																																																						
名 称	区 分	単 位	金 額																																																																																						
相模三川公園	パークゴルフ場	(略)	(略)																																																																																						
境川遊水地公園	テニスコート	1時間	690円																																																																																						
	少年野球場	(略)	(略)																																																																																						
	多目的グラウンド	全面 半面	(略) (略)																																																																																						
<p>別表第4（第29条関係）（略）</p> <p>別表第5（第33条、第35条、第37条関係） 有料の公園施設の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">保土ヶ谷公園</td> <td rowspan="2">硬式野球場</td> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>1日 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が36,590円未満のときは、36,590円とする。</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>1時間 3,610円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">硬式野球場附属施設</td> <td>全部を点灯する場合</td> <td>同</td> <td>14,510円</td> </tr> <tr> <td>照明設備 2分の1を点灯する場合</td> <td>同</td> <td>7,250円</td> </tr> <tr> <td>照明設備 3分の1を点灯する場合</td> <td>同</td> <td>4,830円</td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> <td>同</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>同</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>硬式野球場と屋内併せて使用する場合</td> <td>1面1時間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>練習場と屋内併せて使用する場合以外の場合</td> <td>同</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>審判員室</td> <td>1時間</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>役員室</td> <td>同</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>本部室</td> <td>同</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>特別控室</td> <td>同</td> <td>710円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 分	単 位	利用料金の上限額	保土ヶ谷公園	硬式野球場	入場料を徴収する場合	1日 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が36,590円未満のときは、36,590円とする。	入場料を徴収しない場合	1時間 3,610円	硬式野球場附属施設	全部を点灯する場合	同	14,510円	照明設備 2分の1を点灯する場合	同	7,250円	照明設備 3分の1を点灯する場合	同	4,830円	スコアボード	同	950円	放送設備	同	710円	硬式野球場と屋内併せて使用する場合	1面1時間	(略)	練習場と屋内併せて使用する場合以外の場合	同	710円	審判員室	1時間	710円	役員室	同	710円	本部室	同	710円	特別控室	同	710円	<p>別表第4（第29条関係）（略）</p> <p>別表第5（第33条、第35条、第37条関係） 有料の公園施設の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">保土ヶ谷公園</td> <td rowspan="2">硬式野球場</td> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>1日 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が35,930円未満のときは、35,930円とする。</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>1時間 3,550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">硬式野球場附属施設</td> <td>全部を点灯する場合</td> <td>同</td> <td>14,250円</td> </tr> <tr> <td>照明設備 2分の1を点灯する場合</td> <td>同</td> <td>7,120円</td> </tr> <tr> <td>照明設備 3分の1を点灯する場合</td> <td>同</td> <td>4,750円</td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> <td>同</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>同</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>硬式野球場と屋内併せて使用する場合</td> <td>1面1時間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>練習場と屋内併せて使用する場合以外の場合</td> <td>同</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>審判員室</td> <td>1時間</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>役員室</td> <td>同</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>本部室</td> <td>同</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>特別控室</td> <td>同</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 分	単 位	利用料金の上限額	保土ヶ谷公園	硬式野球場	入場料を徴収する場合	1日 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が35,930円未満のときは、35,930円とする。	入場料を徴収しない場合	1時間 3,550円	硬式野球場附属施設	全部を点灯する場合	同	14,250円	照明設備 2分の1を点灯する場合	同	7,120円	照明設備 3分の1を点灯する場合	同	4,750円	スコアボード	同	940円	放送設備	同	700円	硬式野球場と屋内併せて使用する場合	1面1時間	(略)	練習場と屋内併せて使用する場合以外の場合	同	700円	審判員室	1時間	700円	役員室	同	700円	本部室	同	700円	特別控室	同	700円
名 称	区 分	単 位	利用料金の上限額																																																																																						
保土ヶ谷公園	硬式野球場	入場料を徴収する場合	1日 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が36,590円未満のときは、36,590円とする。																																																																																						
		入場料を徴収しない場合	1時間 3,610円																																																																																						
	硬式野球場附属施設	全部を点灯する場合	同	14,510円																																																																																					
		照明設備 2分の1を点灯する場合	同	7,250円																																																																																					
		照明設備 3分の1を点灯する場合	同	4,830円																																																																																					
		スコアボード	同	950円																																																																																					
	放送設備	同	710円																																																																																						
	硬式野球場と屋内併せて使用する場合	1面1時間	(略)																																																																																						
	練習場と屋内併せて使用する場合以外の場合	同	710円																																																																																						
	審判員室	1時間	710円																																																																																						
役員室	同	710円																																																																																							
本部室	同	710円																																																																																							
特別控室	同	710円																																																																																							
名 称	区 分	単 位	利用料金の上限額																																																																																						
保土ヶ谷公園	硬式野球場	入場料を徴収する場合	1日 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が35,930円未満のときは、35,930円とする。																																																																																						
		入場料を徴収しない場合	1時間 3,550円																																																																																						
	硬式野球場附属施設	全部を点灯する場合	同	14,250円																																																																																					
		照明設備 2分の1を点灯する場合	同	7,120円																																																																																					
		照明設備 3分の1を点灯する場合	同	4,750円																																																																																					
		スコアボード	同	940円																																																																																					
	放送設備	同	700円																																																																																						
	硬式野球場と屋内併せて使用する場合	1面1時間	(略)																																																																																						
	練習場と屋内併せて使用する場合以外の場合	同	700円																																																																																						
	審判員室	1時間	700円																																																																																						
役員室	同	700円																																																																																							
本部室	同	700円																																																																																							
特別控室	同	700円																																																																																							

改正					現行				
会議室	硬式野球場と併せて使用する場合	同		710円	会議室	硬式野球場と併せて使用する場合	同		700円
	硬式野球場と併せて使用する場合以外の場合	同		1,420円		硬式野球場と併せて使用する場合以外の場合	同		1,400円
軟式野球場		1面1時間		1,070円	軟式野球場		1面1時間		1,060円
少年野球場		同		(略)	少年野球場		同		(略)
テニスコート		同		710円	テニスコート		同		700円
サッカー場	入場料を徴収する場合	1日	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が110,000円未満のときは、110,000円とする。		サッカー場	入場料を徴収する場合	1日	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が108,000円未満のときは、108,000円とする。	
	入場料を徴収しない場合	1時間		11,000円		入場料を徴収しない場合	1時間		10,800円
ラグビー場	入場料を徴収する場合	1日	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が110,000円未満のときは、110,000円とする。		ラグビー場	入場料を徴収する場合	1日	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が108,000円未満のときは、108,000円とする。	
	入場料を徴収しない場合	全面	1時間	11,000円		入場料を徴収しない場合	全面	1時間	10,800円
		半面	同	5,500円			半面	同	5,400円
	4分の1面	同	2,750円		4分の1面	同	2,700円		
プール		1人1回		(略)	プール		1人1回		(略)
体育館	卓球室	1面1時間		(略)	体育館	卓球室	1面1時間		(略)
	運動室	全面	1時間	1,230円		運動室	全面	1時間	1,210円
		半面	同	610円			半面	同	600円
	運動室照明設備	全面	同			(略)	運動室照明設備	全面	同
半面		同		(略)	半面	同			(略)
三ツ池公園	軟式野球場	同		1,070円	三ツ池公園	軟式野球場	同		1,060円
	テニスコート	1面1時間		710円		テニスコート	1面1時間		700円
	プール	1人1回		(略)		プール	1人1回		(略)
	多目的広場	1時間		(略)		多目的広場	1時間		(略)
辻堂海浜公園	プール	1人1回	大人(中学生以上の者)	850円(略)	辻堂海浜公園	プール	1人1回	大人(中学生以上の者)	840円(略)
	交通展示館	個人	同	(略)		交通展示館	個人	同	(略)
		20人以上の団体	同	(略)			20人以上の団体	同	(略)
	スカイサイクル	同		(略)		スカイサイクル	同		(略)
	多目的グラウンド	1時間		(略)		多目的グラウンド	1時間		(略)
湘南汐見台公園	少年野球場	同		(略)	湘南汐見台公園	少年野球場	同		(略)
相模原公園	かながわグリーンハウス	個人	1人1回	(略)	相模原公園	かながわグリーンハウス	個人	1人1回	(略)
		20人以上の団体	同	(略)			20人以上の団体	同	(略)
秦野戸川公園	少年野球場	1時間		(略)	秦野戸川公園	少年野球場	1時間		(略)
	多目的グラウンド	同		(略)		多目的グラウンド	同		(略)
相模三川公園	軟式野球場	同		1,060円	相模三川公園	軟式野球場	同		1,050円
	少年野球場	同		(略)		少年野球場	同		(略)
	多目的グラウンド	同		(略)		多目的グラウンド	同		(略)
備考	1	(略)			備考	1	(略)		
	2	(略)				2	(略)		

○港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)

改正	現行
附則 (施行期日)	附則
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第20条の規定は、昭和39年10月25日から施行する。 (経過措置)	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第20条の規定は、昭和39年10月25日から施行する。
2 この条例施行の際、現に港湾法第37条第1項の規定による許可を受けて港湾の施設を利用している者は、従前と同様の条件により、当該利用について第5条第1項の規定による承認を受けた者とみなす。 (利用料等の額に関する規定の読替え)	2 この条例施行の際、現に港湾法第37条第1項の規定による許可を受けて港湾の施設を利用している者は、従前と同様の条件により、当該利用について第5条第1項の規定による承認を受けた者とみなす。
3 次に掲げる利用料等のうち平成31年10月1日以後の利用等に係るものであって同年5月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするもの(同年5月1日以後に利用等の申込みがあつたものに限る。)に関する別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表	3 前項に規定するもののほか、この条例施行の際、現に港湾の施設を利用している者については、昭和39年10月24日までの間は、なお、従前の例による。

改正

現行

第1中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

- (1) 第4条第1項の承認を受けた港湾の施設の利用に係る利用料（岸壁利用料及び船舶給水料にあつては、平成31年10月1日前の日を利用の期間に含むものを除く。）
- (2) 第5条第1項の承認を受けた専用利用に係る利用料（別表第1の7 専用利用料(1)の表に定める利用料のうち月割りで計算するものにあつては、平成31年10月1日前の日を利用の期間に含むものを除く。）
- (3) 法第37条第1項の許可を受けた占用（占用料を月割りで計算するものにあつては、平成31年10月1日前の日を占用の期間に含むものを除く。）に係る占用料又は同項の許可を受けた土砂の採取（採取の許可の期間の初日が同月1日以後であるものに限る。）に係る土砂採取料

(削除)

- 4 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第1（第11条関係）

- 1 (略)
- 2 係留料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年		
			日		月		年		
			県内に 住所を 有する 者	県外に 住所を 有する 者	県内に 住所を 有する 者	県外に 住所を 有する 者	県内に 住所を 有する 者	県外に 住所を 有する 者	
湘南 港	南物揚 場 中央物 揚場 北物揚 場 浮棧橋	船長 6メートル 以下 のもの	2,090	2,560	36,360	43,640	396,550	475,840	
			円	円	円	円	円	円	
			6メートル を超え 6.5メートル 以下 のもの	2,850	3,470	47,270	56,670	515,400	618,490
				円	円	円	円	円	円
			6.5メートル を超え 7メートル 以下 のもの	3,010	3,610	51,370	61,680	573,320	687,920
				円	円	円	円	円	円
			7メートル を超え 7.5メートル 以下 のもの	3,470	4,220	58,180	69,860	636,240	763,430
				円	円	円	円	円	円
			7.5メートル を超え 8メートル 以下 のもの	3,910	4,680	64,710	77,590	705,500	846,650
				円	円	円	円	円	円
			8メートル を超え 8.5メートル 以下 のもの	4,360	5,290	73,050	87,590	796,470	955,790
				円	円	円	円	円	円
			8.5メートル を超え 9メートル 以下 のもの	4,830	5,730	81,840	98,200	892,290	1,070,710
				円	円	円	円	円	円
			9メートル を超え 9.5メートル 以下 のもの	5,290	6,340	88,210	105,780	963,380	1,156,050
円	円	円		円	円	円			
9.5メートル を超え 10メートル 以下 のもの	5,580	6,650	94,560	113,530	1,032,800	1,239,450			
	円	円	円	円	円	円			

別表第1（第11条関係）

- 1 (略)
- 2 係留料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年		
			日		月		年		
			県内に 住所を 有する 者	県外に 住所を 有する 者	県内に 住所を 有する 者	県外に 住所を 有する 者	県内に 住所を 有する 者	県外に 住所を 有する 者	
湘南 港	南物揚 場 中央物 揚場 北物揚 場 浮棧橋	船長 6メートル 以下 のもの	2,060	2,520	35,700	42,850	389,340	467,190	
			円	円	円	円	円	円	
			6メートル を超え 6.5メートル 以下 のもの	2,800	3,410	46,420	55,640	506,030	607,250
				円	円	円	円	円	円
			6.5メートル を超え 7メートル 以下 のもの	2,960	3,550	50,440	60,560	562,900	675,420
				円	円	円	円	円	円
			7メートル を超え 7.5メートル 以下 のもの	3,410	4,150	57,130	68,590	624,680	749,550
				円	円	円	円	円	円
			7.5メートル を超え 8メートル 以下 のもの	3,840	4,600	63,540	76,180	692,680	831,260
				円	円	円	円	円	円
			8メートル を超え 8.5メートル 以下 のもの	4,290	5,200	71,730	86,000	781,990	938,420
				円	円	円	円	円	円
			8.5メートル を超え 9メートル 以下 のもの	4,750	5,630	80,360	96,420	876,070	1,051,250
				円	円	円	円	円	円
			9メートル を超え 9.5メートル 以下 のもの	5,200	6,230	86,610	103,860	945,870	1,135,040
円	円	円		円	円	円			
9.5メートル を超え 10メートル 以下 のもの	5,480	6,530	92,850	111,470	1,014,030	1,216,920			
	円	円	円	円	円	円			

		改正							現行								
		5,580 円に10 メートルを 超えるもの	6,650 円に10 メートルを 超えるもの	94,560 円に10 メートルを 超えるもの	113,530 円に10 メートルを 超えるもの	1,032,800 円に10 メートルを 超えるもの	1,239,450 円に10 メートルを 超えるもの										
湘南港	漁船物揚場 漁船船揚場	4メートル 以下のも の	590円	740円	10,430 円	12,560 円	114,440 円	137,180 円	湘南港	漁船物揚場 漁船船揚場	4メートル 以下のも の	580円	730円	10,250 円	12,340 円	112,360 円	134,690 円
		4メートル を超え 4.5メートル 以下のも の	740円	880円	13,320 円	16,050 円	145,040 円	174,000 円			4メートル を超え 4.5メートル 以下のも の	730円	870円	13,080 円	15,760 円	142,410 円	170,840 円
		4.5メートル を超え 5メートル 以下のも の	880円	1,200 円	16,340 円	19,670 円	178,870 円	214,640 円			4.5メートル を超え 5メートル 以下のも の	870円	1,180 円	16,050 円	19,320 円	175,620 円	210,740 円
		5メートル を超え 5.5メートル 以下のも の	1,200 円	1,490 円	19,540 円	23,480 円	212,520 円	254,970 円			5メートル を超え 5.5メートル 以下のも の	1,180 円	1,470 円	19,190 円	23,060 円	208,660 円	250,340 円
		5.5メートル を超え 6メートル 以下のも の	1,340 円	1,630 円	22,560 円	27,110 円	246,030 円	295,280 円			5.5メートル を超え 6メートル 以下のも の	1,320 円	1,610 円	22,150 円	26,620 円	241,560 円	289,920 円
		6メートル を超え 6.5メートル 以下のも の	1,490 円	1,800 円	25,140 円	30,140 円	274,060 円	328,960 円			6メートル を超え 6.5メートル 以下のも の	1,470 円	1,770 円	24,690 円	29,600 円	269,080 円	322,980 円
		6.5メートル を超え 7メートル 以下のも の	1,630 円	1,950 円	28,160 円	33,790 円	307,710 円	369,270 円			6.5メートル を超え 7メートル 以下のも の	1,610 円	1,920 円	27,650 円	33,180 円	302,120 円	362,560 円
		7メートル を超え 7.5メートル 以下のも の	1,950 円	2,410 円	32,260 円	38,780 円	352,290 円	422,780 円			7メートル を超え 7.5メートル 以下のも の	1,920 円	2,370 円	31,680 円	38,080 円	345,890 円	415,100 円
		7.5メートル を超え 8メートル 以下のも の	2,250 円	2,690 円	37,420 円	44,850 円	408,380 円	490,090 円			7.5メートル を超え 8メートル 以下のも の	2,210 円	2,650 円	36,740 円	44,040 円	400,960 円	481,180 円
		8メートル を超え 8.5メートル 以下のも の	2,560 円	3,010 円	42,570 円	51,050 円	465,540 円	558,610 円			8メートル を超え 8.5メートル 以下のも の	2,520 円	2,960 円	41,800 円	50,130 円	457,080 円	548,460 円
		8.5メートル を超え 9メートル 以下のも の	3,010 円	3,610 円	51,370 円	61,680 円	560,420 円	672,460 円			8.5メートル を超え 9メートル 以下のも の	2,960 円	3,550 円	50,440 円	60,560 円	550,240 円	660,240 円
		9メートル を超え 9.5メートル 以下のも の	3,310 円	3,910 円	56,370 円	67,580 円	615,310 円	738,400 円			9メートル を超え 9.5メートル 以下のも の	3,250 円	3,840 円	55,350 円	66,360 円	604,130 円	724,980 円
		9.5メートル を超え	3,610 円	4,360 円	61,520 円	73,800 円	671,390 円	805,710 円			9.5メートル を超え	3,550 円	4,290 円	60,410 円	72,460 円	659,190 円	791,070 円

改正								現行									
		10メートル以下のもの								10メートル以下のもの							
			3,610	4,360	61,520	73,800	671,390	805,710			3,550	4,290	60,410	72,460	659,190	791,070	
			円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える			円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	
		10メートルを超えるもの	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル			10メートルを超えるもの	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	
			1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで			1メートルを超えるもの	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	
			270円を加算した額	420円を加算した額	5,140円を加算した額	6,030円を加算した額	56,060円を加算した額	66,680円を加算した額			270円を加算した額	420円を加算した額	5,050円を加算した額	5,930円を加算した額	55,050円を加算した額	65,470円を加算した額	
葉山港	西物揚場	6メートル以下のもの	1,720	2,100	29,980	35,990	327,150	392,550	葉山港	西物揚場	6メートル以下のもの	1,690	2,070	29,440	35,340	321,210	385,420
	西中央物揚場	6メートルを超える								西中央物揚場	6メートルを超える						
	西船揚場	6.5メートル	2,320	2,780	38,990	46,750	425,190	510,240		西船揚場	6.5メートル	2,280	2,730	38,290	45,900	417,460	500,970
	東物揚場	6.5メートル以下のもの								東物揚場	6.5メートル以下のもの						
	東中央物揚場	6.5メートルを超える								東中央物揚場	6.5メートルを超える						
	東船揚場	7メートル	2,460	2,960	42,360	50,860	472,970	567,510		東船揚場	7メートル	2,420	2,910	41,590	49,940	464,380	557,200
	南物揚場	7メートル以下のもの								南物揚場	7メートル以下のもの						
		7メートルを超える	2,840	3,470	47,990	57,630	524,870	629,810			7メートルを超える	2,790	3,410	47,120	56,590	515,330	618,360
		7.5メートル以下のもの									7.5メートル以下のもの						
		7.5メートルを超える	3,220	3,850	53,380	64,000	582,040	698,470			7.5メートルを超える	3,170	3,780	52,410	62,840	571,460	685,780
		8メートル以下のもの									8メートル以下のもの						
		8メートルを超える	3,590	4,330	60,260	72,270	657,090	788,520			8メートルを超える	3,530	4,260	59,170	70,960	645,150	774,190
		8.5メートル以下のもの									8.5メートル以下のもの						
		8.5メートルを超える	3,970	4,720	67,500	81,030	736,130	883,330			8.5メートルを超える	3,900	4,640	66,280	79,560	722,750	867,270
		9メートル以下のもの									9メートル以下のもの						
		9メートルを超える	4,330	5,220	72,760	87,260	794,760	953,750			9メートルを超える	4,260	5,130	71,440	85,680	780,310	936,410
		9.5メートル以下のもの									9.5メートル以下のもの						
		9.5メートルを超える	4,610	5,460	78,000	93,640	852,070	1,022,520			9.5メートルを超える	4,530	5,370	76,590	91,940	836,580	1,003,930
		10メートル以下のもの									10メートル以下のもの						
		10メートルを超えるもの	4,610	5,460	78,000	93,640	852,070	1,022,520			10メートルを超えるもの	4,530	5,370	76,590	91,940	836,580	1,003,930
			円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える			円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	
			0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル			0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	0.5メートル	
			1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで			1メートルを超えるもの	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	1メートルまで	
			340円を加算した額	460円を加算した額	5,220円を加算した額	6,230円を加算した額	56,870円を加算した額	68,760円を加算した額			340円を加算した額	460円を加算した額	5,130円を加算した額	6,120円を加算した額	55,840円を加算した額	67,510円を加算した額	
葉山港	本港浮	6メートル以下のもの	1,880	2,300	32,710	39,260	356,890	428,240	葉山港	本港浮	6メートル以下のもの	1,850	2,260	32,120	38,550	350,410	420,460
	新港浮	6メートル以下のもの								新港浮	6メートル以下のもの						

		改正						現行					
真鶴港	棧橋												
	6メートルを超えるもの	2,520	3,030	42,550	51,000	463,850	556,640	2,480	2,980	41,780	50,080	455,420	546,520
	6.5メートル以下のもの												
	6.5メートルを超えるもの	2,690	3,220	46,220	55,490	515,990	619,110	2,650	3,170	45,380	54,490	506,610	607,860
	7メートル以下のもの												
	7メートルを超えるもの	3,100	3,780	52,360	62,870	572,590	687,060	3,050	3,720	51,410	61,730	562,180	674,570
	7.5メートル以下のもの												
	7.5メートルを超えるもの	3,520	4,200	58,220	69,820	634,950	761,980	3,460	4,130	57,170	68,560	623,410	748,130
	8メートル以下のもの												
	8メートルを超えるもの	3,920	4,730	65,740	78,840	716,830	860,220	3,850	4,650	64,550	77,410	703,800	844,580
	8.5メートル以下のもの												
	8.5メートルを超えるもの	4,330	5,160	73,630	88,390	803,060	963,630	4,260	5,070	72,300	86,790	788,460	946,110
	9メートル以下のもの												
	9メートルを超えるもの	4,730	5,690	79,380	95,190	867,010	1,040,440	4,650	5,590	77,940	93,460	851,250	1,021,530
	9.5メートル以下のもの												
	9.5メートルを超えるもの	5,030	5,970	85,100	102,150	929,540	1,115,480	4,940	5,870	83,560	100,300	912,640	1,095,200
	10メートル以下のもの												
	10メートルを超えるもの	5,030	5,970	85,100	102,150	929,540	1,115,480	4,940	5,870	83,560	100,300	912,640	1,095,200
		円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える	円に10メートルを超える
		0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに	0.5メートルまでごとに
		380円を加算した額	500円を加算した額	5,690円を加算した額	6,790円を加算した額	62,040円を加算した額	75,010円を加算した額	380円を加算した額	500円を加算した額	5,590円を加算した額	6,670円を加算した額	60,920円を加算した額	73,650円を加算した額
真鶴港	南物揚場	1,340	1,630	21,810	26,200	237,990	285,580	1,320	1,610	21,420	25,730	233,670	280,390
	北物揚場												
	第一物揚場	1,630	1,950	28,320	33,920	309,240	371,090	1,610	1,920	27,810	33,310	303,620	364,350
	第三物揚場												
	第六物揚場	1,800	2,250	31,500	37,870	343,950	412,770	1,770	2,210	30,930	37,190	337,700	405,270
	南船揚場												
	北船揚場												
	船舶修理施設	2,090	2,560	34,990	41,970	381,700	458,100	2,060	2,520	34,360	41,210	374,760	449,780
	7.5メートルを超えるもの	2,560	3,010	38,780	46,510	423,390	508,130	2,520	2,960	38,080	45,670	415,700	498,900

		改 正					
	8メートル以下のもの						
	8メートルを超え	2,850	3,470	43,780	52,580	477,800	573,320
	8.5メートル以下のもの	円	円	円	円	円	円
	8.5メートルを超え						
	9メートル以下のもの	3,310	3,910	49,090	58,950	535,410	642,440
	9メートルを超え	円	円	円	円	円	円
	9.5メートル以下のもの						
	9.5メートルを超え	3,470	4,220	52,880	63,500	578,010	693,680
	10メートル以下のもの	円	円	円	円	円	円
	10メートルを超えるもの	3,760	4,520	56,810	68,170	619,720	743,550
		円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの
		0.5メートルまでごとに270円を加算した額	0.5メートルまでごとに420円を加算した額	0.5メートルまでごとに3,910円を加算した額	0.5メートルまでごとに4,520円を加算した額	0.5メートルまでごとに41,360円を加算した額	0.5メートルまでごとに49,560円を加算した額

備考 (略)
2の2 (略)
3 陸置料

		現 行					
	8メートル以下のもの						
	8メートルを超え	2,800	3,410	42,990	51,630	469,120	562,900
	8.5メートル以下のもの	円	円	円	円	円	円
	8.5メートルを超え						
	9メートル以下のもの	3,250	3,840	48,200	57,880	525,680	630,760
	9メートルを超え	円	円	円	円	円	円
	9.5メートル以下のもの						
	9.5メートルを超え	3,410	4,150	51,920	62,350	567,510	681,070
	10メートル以下のもの	円	円	円	円	円	円
	10メートルを超えるもの	3,700	4,440	55,780	66,940	608,460	730,040
		円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの	円に10メートルを超えるもの
		0.5メートルまでごとに270円を加算した額	0.5メートルまでごとに420円を加算した額	0.5メートルまでごとに3,840円を加算した額	0.5メートルまでごとに4,440円を加算した額	0.5メートルまでごとに40,610円を加算した額	0.5メートルまでごとに48,660円を加算した額

備考 (略)
2の2 (略)
3 陸置料

港湾名	施設名	利用の期間	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年		
			単位	日	1 箇 月	1 箇 年	1 箇 年	1 箇 年	
湘南港	船舶保管地	船長	利用者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
		4メートル以下のもの	880円	1,020円	12,860円	15,450円	150,650円	180,830円	
		4メートルを超え							
		4.5メートル以下のもの	1,020円	1,200円	16,340円	19,670円	178,410円	214,030円	
		4.5メートルを超え							
		5メートル以下のもの	1,200円	1,490円	20,130円	24,240円	220,250円	264,360円	
		5メートルを超え							
		5.5メートル以下のもの	1,340円	1,630円	23,930円	28,780円	261,480円	313,780円	
		5.5メートルを超え							
		6メートル以下のもの	1,630円	1,950円	27,720円	33,320円	302,870円	363,500円	
		6メートルを超え							
		6.5メートル以下のもの	1,800円	2,090円	30,910円	37,120円	337,440円	404,900円	
		6.5メートルを超え							
		7メートル以下のもの	2,090円	2,560円	33,040円	39,690円	378,660円	454,470円	

港湾名	施設名	利用の期間	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年		
			単位	日	1 箇 月	1 箇 年	1 箇 年	1 箇 年	
湘南港	船舶保管地	船長	利用者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
		4メートル以下のもの	870円	1,010円	12,630円	15,170円	147,920円	177,550円	
		4メートルを超え							
		4.5メートル以下のもの	1,010円	1,180円	16,050円	19,320円	175,170円	210,140円	
		4.5メートルを超え							
		5メートル以下のもの	1,180円	1,470円	19,770円	23,800円	216,250円	259,560円	
		5メートルを超え							
		5.5メートル以下のもの	1,320円	1,610円	23,500円	28,260円	256,730円	308,080円	
		5.5メートルを超え							
		6メートル以下のもの	1,610円	1,920円	27,220円	32,720円	297,370円	356,900円	
		6メートルを超え							
		6.5メートル以下のもの	1,770円	2,060円	30,350円	36,450円	331,310円	397,540円	
		6.5メートルを超え							
		7メートル以下のもの	2,060円	2,520円	32,440円	38,970円	371,780円	446,210円	

		改正						現行												
		ルを超え 7メートル 以下の もの	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		7メートル を超え 7.5メートル 以下の もの	2,410 円	2,850 円	39,690 円	47,570 円	433,700 円	520,410 円												
		7.5メートル を超え 8メートル 以下の もの	2,690 円	3,310 円	46,050 円	55,310 円	502,670 円	603,180 円												
		8メートル を超え 8.5メートル 以下の もの	3,150 円	3,760 円	52,440 円	62,880 円	572,860 円	687,470 円												
		8.5メートル を超え 9メートル 以下の もの	3,760 円	4,520 円	64,090 円	76,970 円	699,440 円	839,380 円												
		9メートル を超え 9.5メートル 以下の もの	4,070 円	4,830 円	69,410 円	83,350 円	757,200 円	908,660 円												
		9.5メートル を超え 10メートル 以下の もの	4,520 円	5,430 円	75,770 円	90,930 円	826,180 円	991,420 円												
		10メートル を超え るもの	4,520 円に10 メートル を超え るもの 0.5メ ートル までご とに 360円 を加算 した額	5,430 円に10 メートル を超え るもの 0.5メ ートル までご とに 420円 を加算 した額	75,770 円に10 メートル を超え るもの 0.5メ ートル までご とに 6,340 円を加 算した 額	90,930 円に10 メートル を超え るもの 0.5メ ートル までご とに 7,550 円を加 算した 額	826,180 円に10 メートル を超え るもの 0.5メ ートル までご とに 68,960 円を加 算した 額	991,420 円に10 メートル を超え るもの 0.5メ ートル までご とに 82,740 円を加 算した 額												
葉山港	船舶保 管地	4メートル 以下の もの	730円	840円	10,600 円	12,720 円	124,300 円	149,180 円												
		4メートル を超え 4.5メートル 以下の もの	840円	960円	13,470 円	16,240 円	147,170 円	176,570 円												
		4.5メートル を超え 5メートル 以下の もの	960円	1,230 円	16,610 円	19,970 円	181,690 円	218,090 円												
		5メートル を超え 5.5メートル 以下の もの	1,100 円	1,340 円	19,730 円	23,730 円	215,720 円	258,870 円												
		5.5メートル を超え 6メートル 以下の もの	1,340 円	1,600 円	22,850 円	27,470 円	249,860 円	299,880 円												
		6メートル を超え 6.5メートル 以下の もの	1,470 円	1,720 円	25,480 円	30,600 円	278,380 円	334,030 円												
葉山港	船舶保 管地	4メートル 以下の もの	720円	830円	10,410 円	12,490 円	122,040 円	146,470 円												
		4メートル を超え 4.5メートル 以下の もの	830円	950円	13,230 円	15,950 円	144,500 円	173,360 円												
		4.5メートル を超え 5メートル 以下の もの	950円	1,210 円	16,310 円	19,610 円	178,390 円	214,130 円												
		5メートル を超え 5.5メートル 以下の もの	1,080 円	1,320 円	19,380 円	23,300 円	211,800 円	254,170 円												
		5.5メートル を超え 6メートル 以下の もの	1,320 円	1,580 円	22,440 円	26,980 円	245,320 円	294,430 円												
		6メートル を超え 6.5メートル 以下の もの	1,450 円	1,690 円	25,020 円	30,050 円	273,320 円	327,960 円												

改正						
6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,720円	2,100円	27,240円	32,730円	312,370円	374,920円
7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,980円	2,350円	32,730円	39,240円	357,780円	429,320円
7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,230円	2,710円	37,980円	45,620円	414,700円	497,620円
8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,590円	3,080円	43,230円	51,880円	472,610円	567,150円
8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,080円	3,720円	52,870円	63,510円	577,030円	692,480円
9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,360円	3,970円	57,270円	68,760円	624,690円	749,630円
9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,720円	4,470円	62,490円	74,990円	681,590円	817,910円
10メートルを超えるもの	3,720円に10メートルを超えるものまでごとに250円を加算した額	4,470円に10メートルを超えるものまでごとに290円を加算した額	62,490円に10メートルを超えるものまでごとに4,660円を加算した額	74,990円に10メートルを超えるものまでごとに5,560円を加算した額	681,590円に10メートルを超えるものまでごとに50,780円を加算した額	817,910円に10メートルを超えるものまでごとに60,950円を加算した額

現行						
6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,690円	2,070円	26,750円	32,140円	306,700円	368,110円
7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,950円	2,310円	32,140円	38,530円	351,280円	421,520円
7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,190円	2,670円	37,290円	44,800円	407,160円	488,580円
8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,550円	3,030円	42,450円	50,940円	464,020円	556,840円
8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,030円	3,660円	51,910円	62,360円	566,540円	679,890円
9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,300円	3,900円	56,230円	67,510円	613,340円	736,010円
9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,660円	4,390円	61,360円	73,630円	669,200円	803,040円
10メートルを超えるもの	3,660円に10メートルを超えるものまでごとに250円を加算した額	4,390円に10メートルを超えるものまでごとに290円を加算した額	61,360円に10メートルを超えるものまでごとに4,580円を加算した額	73,630円に10メートルを超えるものまでごとに5,460円を加算した額	669,200円に10メートルを超えるものまでごとに49,860円を加算した額	803,040円に10メートルを超えるものまでごとに59,850円を加算した額

備考 (略)

備考 (略)

4 駐車場利用料

4 駐車場利用料

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
湘南港	臨港道路附属駐車場	(略)	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき830円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,670円とする。
		(略)	(略)	(その他の者) 1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,100円とする。

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
湘南港	臨港道路附属駐車場	(略)	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき820円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき610円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,640円とする。
		(略)	(略)	(その他の者) 1時間につき610円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,050円とする。

備考 (略)

備考 (略)

5・5の2 (略)

5・5の2 (略)

6 クレーン利用料

6 クレーン利用料

改正				
港湾名	施設名	種別	利用料	
湘南港	固定式荷役機械	3トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき 2,830円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき 1,760円
		20トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき 5,300円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき 3,320円

備考 (略)
6の2 港湾管理事務所利用料
(1) 会議室利用料

港湾名	施設名	区分		利用料		
				午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
湘南港	港湾管理事務所	ミーティング グループA	全室	1時間につき	1時間につき	
				1,160円	1,280円	
				1	730円	810円
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		大会運営室	全部を使用する場合	1時間につき	1時間につき	
				3,350円	3,690円	
				2分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき
				1,680円	1,850円	
				3分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき
		1,120円	1,230円			
4分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき				
840円	930円					
(略)	(略)	(略)	(略)			

(2) (略)
(3) 船具ロッカー利用料

港湾名	施設名	種別	利用料
湘南港	港湾管理事務所	大型	1箇年につき
			15,600円
		(略)	(略)
		中型	1箇年につき
10,360円			
(略)	(略)	(略)	
小型	1箇年につき	5,230円	
		(略)	(略)

7 (略)
別表第2 (略)
別表第3 (第24条関係)
利用料金の上限額

1 駐車場利用料金

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
葉山港	臨港道路附属 駐車場	(略)	(港湾施設利用者) 1時間につき 310円。ただし、1 回の駐車時間が2時 間を超えるときは、1回に つき840円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき630 円。ただし、1 回の駐車時間が2時 間を超えるときは、1回に つき1,680円とする。
		(略)	(略)	(その他の者)

現行				
港湾名	施設名	種別	利用料	
湘南港	固定式荷役機械	3トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき 2,780円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき 1,730円
		20トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき 5,210円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき 3,260円

備考 (略)
6の2 港湾管理事務所利用料
(1) 会議室利用料

港湾名	施設名	区分		利用料		
				午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
湘南港	港湾管理事務所	ミーティング グループA	全室	1時間につき	1時間につき	
				1,150円	1,270円	
				1	720円	800円
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		大会運営室	全部を使用する場合	1時間につき	1時間につき	
				3,290円	3,630円	
				2分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき
				1,650円	1,820円	
				3分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき
		1,100円	1,210円			
4分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき				
830円	910円					
(略)	(略)	(略)	(略)			

(2) (略)
(3) 船具ロッカー利用料

港湾名	施設名	種別	利用料
湘南港	港湾管理事務所	大型	1箇年につき
			15,320円
		(略)	(略)
		中型	1箇年につき
10,180円			
(略)	(略)	(略)	
小型	1箇年につき	5,140円	
		(略)	(略)

7 (略)
別表第2 (略)
別表第3 (第24条関係)
利用料金の上限額

1 駐車場利用料金

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
葉山港	臨港道路附属 駐車場	(略)	(港湾施設利用者) 1時間につき 310円。ただし、1 回の駐車時間が2時 間を超えるときは、1回に つき830円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき620 円。ただし、1 回の駐車時間が2時 間を超えるときは、1回に つき1,650円とする。
		(略)	(略)	(その他の者)

改 正					現 行				
				1時間につき630円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,150円とする。					1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,100円とする。
大磯港	臨港道路附属駐車場	(略)	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,040円とする。	1時間につき630円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,090円とする。	大磯港	臨港道路附属駐車場	(略)	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,030円とする。	1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,060円とする。
備考 (略)					備考 (略)				
2 港湾管理事務所利用料金					2 港湾管理事務所利用料金				
(1) 会議室利用料金					(1) 会議室利用料金				
港湾名	施設名	区分	利 用 料 金		港湾名	施設名	区分	利 用 料 金	
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで				午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
葉山港	港湾管理事務所	(略)	(略)	(略)	葉山港	港湾管理事務所	(略)	(略)	(略)
		多目的室A	1時間につき 700円	1時間につき 790円			多目的室A	1時間につき 690円	1時間につき 780円
		多目的室B	1時間につき 750円	1時間につき 840円			多目的室B	1時間につき 740円	1時間につき 830円
(2) 設備利用料金					(2) 設備利用料金				
ア (略)					ア (略)				
イ 会議室設備利用料金					イ 会議室設備利用料金				
港湾名	施設名	種 別	単 位	利用料金	港湾名	施設名	種 別	単 位	利用料金
葉山港	港湾管理事務所	会議室音響セット	1回	1,460円	葉山港	港湾管理事務所	会議室音響セット	1回	1,440円
備考 (略)					備考 (略)				
(3) 船具ロッカー利用料金					(3) 船具ロッカー利用料金				
港湾名	施設名	種別	利 用 料 金		港湾名	施設名	種別	利 用 料 金	
葉山港	港湾管理事務所	大型	1箇年につき	13,310円	葉山港	港湾管理事務所	大型	1箇年につき	13,070円
			(略)					(略)	
		小型	1箇年につき	6,660円			小型	1箇年につき	6,540円
			(略)					(略)	
3 舟艇上下架装置利用料金					3 舟艇上下架装置利用料金				
港湾名	施設名	利 用 料 金			港湾名	施設名	利 用 料 金		
葉山港	固定式荷役機械	1回につき	630円		葉山港	固定式荷役機械	1回につき	620円	
備考 (略)					備考 (略)				

○神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第45号）

改 正		現 行	
附 則 (施行期日)		附 則 (新規)	
1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、一般公共海岸区域に係る部分は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (経過措置)	1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、一般公共海岸区域に係る部分は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (新規)	2 この条例の施行前に行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。	2 この条例の施行前に行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。
3 この条例の施行前に徴収した占用料等は、この条例第2条第1項及び第2項の規定により徴収した占用料等とみなす。 (占用料等の徴収に関する規定の読替え)	3 この条例の施行前に徴収した占用料等は、この条例第2条第1項及び第2項の規定により徴収した占用料等とみなす。 (新規)	4 平成31年10月1日以後の海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域の占用（占用料を月割りで計算するものにあつては、同日前の日を占用の期間に含まむものを除く。）に係る占用料又は海岸保全区域内若しくは一般公共海岸区域内における土石の採取（採取の許可の期間の初日が同日以後であるものに限る。）に係る土石採取料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知をするものに関する第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法」とする。	4 平成31年10月1日以後の海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域の占用（占用料を月割りで計算するものにあつては、同日前の日を占用の期間に含まむものを除く。）に係る占用料又は海岸保全区域内若しくは一般公共海岸区域内における土石の採取（採取の許可の期間の初日が同日以後であるものに限る。）に係る土石採取料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知をするものに関する第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

○神奈川県道路附属物自動車駐車場条例（平成12年神奈川県条例第74号）

改 正				現 行			
別表第4（第13条関係）				別表第4（第13条関係）			
自動車駐車場の名称	期 間	車 種	利用料金の上限額	自動車駐車場の名称	期 間	車 種	利用料金の上限額

改正				現行			
由比ガ浜地下 駐車場	1月1日から 6月30日まで 及び9月1日 から12月31日 まで	普通自動車	1台30分につき 210円 1台1泊につき <u>1,040円</u>	由比ガ浜地下 駐車場	1月1日から 6月30日まで 及び9月1日 から12月31日 まで	普通自動車	1台30分につき 210円 1台1泊につき <u>1,030円</u>
		大型自動車	1台30分につき 630円 1台1泊につき <u>3,140円</u>			大型自動車	1台30分につき 620円 1台1泊につき <u>3,090円</u>
	7月1日から 8月31日まで	普通自動車	1台30分につき 260円 1台1泊につき <u>1,040円</u>	由比ガ浜地下 駐車場	7月1日から 8月31日まで	普通自動車	1台30分につき 260円 1台1泊につき <u>1,030円</u>
		大型自動車	1台30分につき 790円 1台1泊につき <u>3,140円</u>			大型自動車	1台30分につき 780円 1台1泊につき <u>3,090円</u>
片瀬海岸地下 駐車場	1月1日から 6月30日まで 及び9月1日 から12月31日 まで	普通自動車	1台30分につき 210円。ただ し、一の開場時間における駐車 時間が4時間を超えるときは、 当該開場時間における利用料金 の上限額は1台につき <u>1,710円</u> とする。 1台1泊につき <u>1,040円</u>	片瀬海岸地下 駐車場	1月1日から 6月30日まで 及び9月1日 から12月31日 まで	普通自動車	1台30分につき 210円。ただ し、一の開場時間における駐車 時間が4時間を超えるときは、 当該開場時間における利用料金 の上限額は1台につき <u>1,680円</u> とする。 1台1泊につき <u>1,030円</u>
		同	1台30分につき 260円 1台1泊につき <u>1,040円</u>			同	1台30分につき 260円 1台1泊につき <u>1,030円</u>
備考 1・2 (略)				備考 1・2 (略)			

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）【県土整備局関係】新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金額
1～38 (略)	(略)	(略)	1～38 (略)	(略)	(略)
39 大深度地下の 公共的使用に関 する特別措置法 （平成12年法律 第87号）第10条 の規定に基づく 大深度地下の使 用の認可の申請 （他の法令によ り同法第39条た だし書に規定す る国又は県とみ なされる者を除 く事業者からの 申請に限る。）に 対する審査	(略)	次に掲げる事業 区域の延長の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金 額 (1) 2キロメー トル以下の場合 <u>73万5,470円</u> (2) 2キロメー トルを超える 場合 <u>73万5,470円</u> に 事業区域の延 長の2キロメ ートルを超え る部分が1キ ロメートルに 達するごとに <u>15万70円</u> を加 えた額	39 大深度地下の 公共的使用に関 する特別措置法 （平成12年法律 第87号）第10条 の規定に基づく 大深度地下の使 用の認可の申請 （他の法令によ り同法第39条た だし書に規定す る国又は県とみ なされる者を除 く事業者からの 申請に限る。）に 対する審査	(略)	次に掲げる事業 区域の延長の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金 額 (1) 2キロメー トル以下の場合 <u>73万4,920円</u> (2) 2キロメー トルを超える 場合 <u>73万4,920円</u> に 事業区域の延 長の2キロメ ートルを超え る部分が1キ ロメートルに 達するごとに <u>14万9,960円</u> を 加えた額
40～41の2 (略)	(略)	(略)	40～41の2 (略)	(略)	(略)
41の3 高齢者、 障害者等の移動 等の円滑化の促 進に関する法律 （平成18年法律 第91号）第17条 第4項（同法第 18条第2項にお いて準用する場 合を含む。）の規 定により適合通 知の申出があっ た場合の同法第 17条第1項（同	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法 第6条の3第 1項又は第18 条第4項の構 造計算適合性 判定を要する 建築物が含ま れる場合（当該 建築物につい て、既に同法第 77条の35の5 第1項の指定 構造計算適合	41の3 高齢者、 障害者等の移動 等の円滑化の促 進に関する法律 （平成18年法律 第91号）第17条 第4項（同法第 18条第2項にお いて準用する場 合を含む。）の規 定により適合通 知の申出があっ た場合の同法第 17条第1項（同	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法 第6条の3第 1項又は第18 条第4項の構 造計算適合性 判定を要する 建築物が含ま れる場合（当該 建築物につい て、既に同法第 77条の35の5 第1項の指定 構造計算適合

改 正			現 行		
<p>法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の申請に対する審査</p>		<p>性判定機関(同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。)により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) (1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。)の床面積(神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第48号)による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積</p>	<p>法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の申請に対する審査</p>		<p>性判定機関(同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。)により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) (1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。)の床面積(神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第48号)による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積</p>

改 正			現 行		
		をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物 <u>17万4,600円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下「認定プログラム」という。)) によって確かめられたものについては、 <u>12万700円</u>) イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 <u>23万2,900円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを			をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物 <u>17万1,480円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下「認定プログラム」という。)) によって確かめられたものについては、 <u>11万8,560円</u>) イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 <u>22万8,720円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを

改 正			現 行		
		<p>認定プログラムによって確かめられたものについては、<u>15万400円</u>)</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 <u>26万7,000円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、<u>16万4,700円</u>)</p> <p>エ 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 <u>35万2,800円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、<u>20万8,700円</u>)</p> <p>オ 床面積の</p>			<p>認定プログラムによって確かめられたものについては、<u>14万7,720円</u>)</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 <u>26万2,200円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、<u>16万1,760円</u>)</p> <p>エ 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 <u>34万6,440円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、<u>20万4,960円</u>)</p> <p>オ 床面積の</p>

改 正			現 行		
		合計が5万平方メートルを超える建築物 <u>64万8,700円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>35万3,900円</u>)			合計が5万平方メートルを超える建築物 <u>63万6,960円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>34万7,520円</u>)
42～43の2 (略)	(略)	(略)	42～43の2 (略)	(略)	(略)
44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額	44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

改 正			現 行		
		<p>ア 次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨</p>			<p>ア 次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨</p>

改 正			現 行		
		てた金額) (ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物 <u>17万4,600円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>12万700円</u>) (イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 <u>23万2,900円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>15万400</u>			てた金額) (ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物 <u>17万1,480円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>11万8,560円</u>) (イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 <u>22万8,720円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>14万7,720</u>

改 正			現 行		
		円) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 <u>26万7,000円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>16万4,700円</u>			円) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 <u>26万2,200円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>16万1,760円</u>
		円) (エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 <u>35万2,800円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられ			円) (エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 <u>34万6,440円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられ

改 正			現 行		
		<p>たものについて、 <u>20万8,700円</u> (オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物 <u>64万8,700円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについて、 <u>35万3,900円</u>) イ (略)</p>			<p>たものについて、 <u>20万4,960円</u> (オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物 <u>63万6,960円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについて、 <u>34万7,520円</u>) イ (略)</p>
45～50 (略)	(略)	(略)	45～50 (略)	(略)	(略)
51 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準	51 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準

改 正			現 行		
<p>は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査</p>		<p>又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。)</p> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。)の床面積(神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物</p> <p><u>17万4,600円</u></p> <p>(建築物の構造方法が安全</p>	<p>は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査</p>		<p>又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。)</p> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。)の床面積(神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物</p> <p><u>17万1,480円</u></p> <p>(建築物の構造方法が安全</p>

改 正			現 行		
		性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>12万700円</u> (イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 <u>23万2,900円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>15万400円</u>) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 <u>26万7,000円</u>			性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>11万8,560円</u> (イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 <u>22万8,720円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>14万7,720円</u>) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 <u>26万2,200円</u>

改 正			現 行		
		(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>16万4,700</u> 円)			(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>16万1,760</u> 円)
		(エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 <u>35万2,800円</u>			(エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 <u>34万6,440円</u>
		(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>20万8,700</u> 円)			(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>20万4,960</u> 円)
		(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物 <u>64万8,700円</u>			(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物 <u>63万6,960円</u>

改 正			現 行		
		(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>35万3,900円</u>) イ (略)			(建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>34万7,520円</u>) イ (略)
52～57 (略)	(略)	(略)	52～57 (略)	(略)	(略)
58 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる一の建築	58 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる一の建築

改 正			現 行		
		<p>物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>（ア） 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物 <u>17万4,600円</u> （建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>12万700円</u>）</p> <p>（イ） 床面</p>			<p>物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>（ア） 床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物 <u>17万1,480円</u> （建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>11万8,560円</u>）</p> <p>（イ） 床面</p>

改 正			現 行		
		積の合計 が1,000平 方メート ルを超え 2,000平方 メートル 以内の建 築物 <u>23万2,900円</u> (建築物 の構造方 法が安全 性を有す ることを 認定プロ グラムに よって確 かめられ たものに ついては、 <u>15万400 円</u>) (ウ) 床面 積の合計 が2,000平 方メート ルを超え 1万平方 メートル 以内の建 築物 <u>26万7,000円</u> (建築物 の構造方 法が安全 性を有す ることを 認定プロ グラムに よって確 かめられ たものに ついては、			積の合計 が1,000平 方メート ルを超え 2,000平方 メートル 以内の建 築物 <u>22万8,720円</u> (建築物 の構造方 法が安全 性を有す ることを 認定プロ グラムに よって確 かめられ たものに ついては、 <u>14万7,720 円</u>) (ウ) 床面 積の合計 が2,000平 方メート ルを超え 1万平方 メートル 以内の建 築物 <u>26万2,200円</u> (建築物 の構造方 法が安全 性を有す ることを 認定プロ グラムに よって確 かめられ たものに ついては、

改 正			現 行		
		<u>16万4,700</u> 円) (エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 <u>35万2,800円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>20万8,700</u> 円) (オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物 <u>64万8,700円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、			<u>16万1,760</u> 円) (エ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の建築物 <u>34万6,440円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、 <u>20万4,960</u> 円) (オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超える建築物 <u>63万6,960円</u> (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、

改 正			現 行		
		35万3,900 円) イ (略)			34万7,520 円) イ (略)
59～63 (略)	(略)	(略)	59～63 (略)	(略)	(略)
64 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の使用権等の取得の裁定の申請（国又は県（他の法令により土地収用法第125条第1項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。）からの申請を除く。次項及び66の項において同じ。）に対する審査	地域福利増進事業における土地使用権等の裁定申請手数料	次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 10万円以下の場合 2万7,000円 (2) 10万円を超え100万円以下の場合 × 2万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額 (3) 100万円を超え500万円以下の場合 × 7万5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額 (4) 500万円を超え2,000万円以下の場合 21万1,600円に損	(新設)	(新設)	(新設)

改 正			現 行		
		<u>失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額</u> (5) <u>2,000万円を超え1億円以下の場合 26万4,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額</u> (6) <u>1億円を超える場合 36万100円</u>			
65 <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地等の使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する審査</u>	<u>地域福利増進事業における土地等使用権の延長裁定申請手数料</u>	<u>前項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
66 <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の</u>	<u>特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料</u>	<u>64の項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改 正			現 行		
<u>収用又は使用の 裁定の申請に対 する審査</u>					
9～11 (略)			9～11 (略)		

3 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名 称	根 拠 規 定	名 称	根 拠 規 定
1～21 （略）	（略）	1～21 （略）	（略）
22 採石業者登録申請手数料 （略） 建築物エネルギー消費 性能確保計画の軽微変 更証明書交付手数料 <u>地域福利増進事業にお ける土地使用権等の裁 定申請手数料</u> <u>地域福利増進事業にお ける土地等使用権の延 長裁定申請手数料</u> <u>特定所有者不明土地の 収用又は使用の裁定申 請手数料</u>	神奈川県手数料条例 第2条	22 採石業者登録申請手数料 （略） 建築物エネルギー消費 性能確保計画の軽微変 更証明書交付手数料 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	神奈川県手数料条例 第2条
23～33 （略）	（略）	23～33 （略）	（略）